

概 要

手話は、日本語などの音声言語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話言語を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

(一財)全日本ろうあ連盟等が中心となって、国に対し、「手話言語法」の制定を求めてきたが、未だ立法措置は実現しない状況である。

こうした中で、平成25年10月の鳥取県を皮切りに、既に31道府県、384市区町村が「手話言語条例」を制定し、地方公共団体における条例制定の動きが広がっている。

手話言語に関する法令等

- 障害者の権利に関する条約（2006年12月13日）第2条
「言語」とは、音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語をいう。
- 障害者基本法（昭和45年法律第84号。平成23年改正）第3条第1項第3号
全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

地方公共団体の状況

1 都道府県の策定状況

令和3年9月6日現在で、31道府県が制定

制定年度	道府県名
H25	H25. 9 鳥取県
H26	H27. 2 群馬県、神奈川県
H27	H28. 2 埼玉県、長野県、沖縄県
H28	H28. 6 千葉県、三重県 H28. 9 愛知県 H29. 2 秋田県、山形県、大阪府、奈良県
H29	H29.12 新潟県、三重県 H30. 2 北海道、富山県、石川県、福井県、静岡県、岐阜県、京都府
H30	H30. 9 茨城県、佐賀県 H30.12 福島県 H31. 3 宮崎県
R 1	R 1.10 山口県 R 2. 3 鹿児島県
R 2	R 2. 6 青森県 R 3. 3 大分県、宮城県

2 市区町村の策定状況

令和3年9月6日現在で、384市区町村が制定 県内では10市1町が制定

制定年度	市名
H27	H27.12 富士宮市 H28. 3 浜松市
H28	H29. 2 掛川市、御前崎市、菊川市
H29	H30. 3 焼津市
H30	H30. 9 袋井市 H30.10 磐田市 H30.12 森町
R 1	R 1.12 伊豆市 R 2. 3 沼津市

これまでの経緯

- (1) 富士市議会平成26年6月定例会で、「『手話言語法』制定を求める意見書」が採択される。
- (2) 富士市議会平成26年6月定例会で、議員の一般質問に対し、「手話に関する条例制定の必要があると判断した場合には、当事者団体、事業者、市民等に参加していただき、制定に向けた検討を行うことは可能であると考えております」と答弁した。
- (3) 平成28年7月に、手話通訳者派遣事業運営委員会の中で、富士聴覚障害者協会の会員から条例制定を求める意見があった。
- (4) (3)に対し、当事者として求める条例内容について考えをまとめるよう助言した。
- (5) その後、当事者や手話通訳者で構成された富士聴覚障害者協会手話言語条例検討委員会が発足し、活発な議論が交わされる中で当事者として求める条例原案の作成作業が進められた。
- (6) 手話言語条例に関する情報収集のため、本市は一般財団法人全日本ろうあ連盟外2者が主催する「2018年度手話言語条例を考える行政担当者学習会」に担当者を派遣した。
- (7) (5)の検討委員会から、令和2年9月に条例制定の要望と当事者として求める条例原案の提出を受けた。
- (8) 県内各市において条例制定が進んでいることを踏まえ、本市においても条例制定に向け、当事者を中心に様々な立場の人で共に考えた条例を制定するため、富士市手話言語条例制定市民懇話会を設置し条例制定に向けて議論を進めることとした。

条例制定の内容

富士市手話言語条例 逐条解説のとおり

制定に向けたスケジュール

● 令和3年度

4月末まで	条例制定までのスケジュール確認及び条例制定に関する資料の提出と、条文原案について精査・懇話会委員の依頼、決定
5月	[第1回懇話会] 事務局より条例案の提示 聴覚障害当事者からの話 各方面の代表者である懇話会委員それぞれの立場で日頃の生活で感じていること等についてディスカッション
7月	[第2回懇話会] 第1回懇話会を受けて、手話言語条例案及び条例の目指すべき姿に向けた施策についての協議
8月	[第3回懇話会] 懇話会としての条例に対する意見の取りまとめ [例規審査委員会①]
※懇話会開催や各回の内容等積極的に報道提供していく	
令和3年11月1日 ~12月1日	パブリックコメント制度による市民の意見募集
1月	[例規審査委員会②]
2月	富士市議会2月定例会に上程

● 令和4年度

4月1日	条例施行予定
------	--------